

栄区音楽協会規約

第1条（名称と所在地）

本会は、栄区音楽協会（または、横浜市栄区音楽協会）と称する。所在地については、別に定める 栄区音楽協会規約施行細則（以下細則と称する）による。

第2条（目的）

本会は、加入団体（以下会員と称する）相互の親睦、交流、協調を図り、音楽活動を通じて地域の音楽文化の向上発展に寄与する。

第3条（活動内容）

本会は、栄区文化協会に所属し、前条の目的達成のため次の活動を行う。

1. 会員相互の親睦、交流、協調の推進
2. 会員の音楽活動に関する情報の収集、交換、広報、宣伝、等
3. 音楽活動の主催、主管、共催、協賛、及び後援
4. 栄区文化協会の運営に関する協力と提言
5. 行政の地域振興事業に関する協力と提言
6. その他本会の目的達成に必要な活動

第4条（構成）

本会は、第2条の目的に賛同する会員で構成する。会員は原則として2名以上の構成員で活動する団体とする。

第5条（入会）

会員の入会に際しては、理事会（第9条参照）の承認を必要とする。

第6条（退会）

- 1 会員は、会長あてに退会届（書式は任意）を提出することによりいつでも退会できる。
- 2 会費を納入しない会員については理事会の判断により退会したものと見なす。
- 3 会員資格（規約施行細則参照）を満たさない場合は退会の手続きを行なう。
- 4 本会の名誉を著しく傷つけた会員については理事会の審議を経て除名することができる

第7条（会費）

- 1 会員は4月1日現在の構成員数に応じた年会費を、新年度の定期総会までに納めなければならない。（年度途中の入会は入会時の構成員数により、入会時に納入する）
- 2 年次途中の退会会員については、年会費は返却しない。

第8条（会計）

- 1 本会の活動に必要な経費、及び栄区文化協会への拠出金は、前条会費のほか、活動収入、及び、その他の収入でまかなう。
- 2 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 会計担当理事は、特別事業部門内部の収支を除く収支を記録する。
- 4 収支決算については総会の承認を必要とする。

第9条（理事会及び拡大理事会）

本会に理事会及び拡大理事会を置く。役職ごとの任期は原則として1期（2年）とする。やむを得ず留任することは出来る。

I、理事会は下記の理事により構成する。

1. 会長
2. 副会長
3. 事務局長
4. 事務局担当理事
5. 部門担当理事（特別事業部門担当理事を除く）
6. 会計

II、拡大理事会は上記Iの理事及び特別事業部門担当理事により構成する。

第10条（理事の選出）

- 1 理事は会員の構成員より選出する。
- 2 次期の理事選出については、立候補者、推薦者、等の中から、現理事会で推薦し、総会、又は代表者会議の承認を得て決定する。但し、会長の選出については総会の決定を必要とする。

第11条（理事の任務）

1. 会長は本会を代表し、会の運営全般を統括する。
2. 副会長は会長を補佐する。
3. 事務局長は本会の事務全般を統括する。
4. 事務局担当理事は事務局長を補佐し、総会、代表者会議、理事会及び拡大理事会の議事を記録し保存する
5. 部門担当理事は本会の部門業務を分担する。
6. 会計は、本会の経理を担当する。
7. 特別事業部門に固有する運営、会計、監査等に係る事項については、特別事業部門の各事業の担当理事で協議の上決定するが、その結果については拡大理事会の承認を要する。

第12条（監査役の選任及びその役割）

- 1 監査役は会員の輪番制とし、二つの異なる会員から各1名を選出する。任期は1期（2年）とし、継続再任は行わない。
- 2 監査役は会計担当理事が記録した収支を監査する。
- 3 理事を出している会員からは選出しない。

第13条（顧問の選出と役割）

- 1 本会には理事会で選出した顧問をおくことが出来る。任期は必要に応じて定める。
- 2 顧問は理事経験者、等の中から理事会の決定により委嘱する。
- 3 顧問は栄区文化協会などの外部組織の運営に協力する。また、理事会の要請により本会に関連する会議に参加することができる。

第14条（会議）

本会は、総会、代表者会議、理事会及び拡大理事会を開催し、会の運営に必要な事項を審議する。

第15条（総会）

- 1 定期総会は、年1回開催しなければならない。但し、理事会が必要と認める場合、又は、会員の3分の2以上の要請により臨時総会を開催することができる。
- 2 総会は、会員の構成員の過半数の出席（委任状も含む）により成立する。審議事項は出席者の過半数の同意により決定する。委任状による議決権は議長が行使できる。
- 3 定期総会では、事業報告、事業計画、予算、決算、監査、会長の選出、会長を除く理事の承認、規約の改廃、等についての審議を行う。
- 4 総会の議長は、出席者の互選による。

第16条（代表者会議）

1. 代表者会議は、原則として2ヶ月に1回開催する。又、理事会が必要とした場合は、臨時に開催することが出来る。
2. 代表者会議は、会員の代表者（各1名）、及び、理事で構成し、その3分の2以上の出席により成立する。理事は会員の代表者を兼ねることができる。
3. 代表者会議での審議事項は、出席者の過半数の同意により決定する。
4. 代表者会議は、会長、又は副会長が議長を務める。
5. 代表者会議は会員の構成員が事前申請すれば、自由に出席し協議に参加することができる。
ただし、議決権は持たない。

第17条（会議の開催及び審議）

- 1 理事会は、月1回の開催を原則とする。拡大理事会は必要に応じて開催する。いずれの会議も会長が召集する。
- 2 理事会及び拡大理事会は、理事の3分の2以上の出席により成立する。
又、オブザーバーとして顧問、等を招聘することができる。
- 3 理事会は、特別事業の運営に関する事項を除きすべての事項を審議する。
拡大理事会は、特別事業の運営に関する事項を審議する。審議は出席理事の過半数の同意により決定する。決定事項については代表者会議に報告する。
- 4 理事会及び拡大理事会は、会長が議長を務める。

第18条（規約施行細則）会の運営を円滑に行うため、別途、規約施行細則を定める。規約施行細則は理事会の審議を経て制定、又は改廃することができる。

第19条（規約、細則に定めなき事項）本規約、及び規約施行細則に定めのない事項については、会議の議事録を尊重するほか、過去の決定事項、等を参考に理事会で判断する。

（沿革）平成8年1月21日 設立、規約施行

この間、一部改定あるも省略

平成13年4月19日 改定

平成14年4月27日 改定

平成16年5月 改定

平成18年4月29日 改定

平成22年5月1日 改定

平成25年5月11日 改定

令和7年5月1日改定